

2026年5月29日

各位

会社名 株式会社メイテックグループホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上村 正人
(コード番号 9744 東証プライム)
問合せ先 執行役員 山下徹 (TEL050-3033-0945)

分配可能額を超えた前期の中間配当金に関する 外部専門家による調査チームの調査結果及び再発防止策について

当社は、2026年5月11日付「分配可能額を超えた前期の中間配当金について」にて公表しておりましたが、当社が前期の2025年11月に会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超えて中間配当を実施したことに関して、外部専門家による調査チームの調査結果及び再発防止策について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件の経緯

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、2025年9月30日時点の株主の皆様に対して、1株あたり90円の中間配当を実施することを決議し、効力発生日を2025年11月28日として、中間配当(以下「本件中間配当」といいます。)を実施いたしました。

その後、2026年5月6日、当社の2025年度(2026年3月期)の通期決算を行う過程で、会計監査人の指摘を契機として、本件中間配当が、会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施されていたことが判明いたしました。

このような事態を受け、当社は、2026年5月11日付けで、本件中間配当に関する事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無及び再発防止策の提言を行うことを目的として、外部専門家で構成された調査チームによる調査を実施することを決議するとともに、その旨を公表いたしました。

2. 調査の方法

(1) 外部調査の目的

本件中間配当に関する事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無及び再発防止策の提言を行うこと

(2) 調査実施者(敬称略、順不同)

平尾 覚 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士)

内田 雅人 (清水法律事務所 弁護士)

河江 健史 (FYI 株式会社 公認会計士)

当社グループは、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から継続的に法的助言を受けていますが、当調査チームの筆頭者である平尾覚氏からは助言を受けたことはありません。

また、調査実施者である内田雅人氏及び河江健史氏は、当社グループとの間に利害関係を有しておりません。

いずれも、過去に不正調査や調査委員会における調査業務の経験が豊富であり、内部統制・ガバナンスに関する知識・経験も豊富であり、専門性を備えています。

3. 調査により判明した事実

外部調査により判明した事実の概要は以下のとおりです。なお、調査報告書については、別添の「調査報告書」をご参照ください。

- (1) 当社では、過去に分配可能額の計算のために作成されたエクセルシートを利用して期末配当及び中間配当の分配可能額の計算を行っていましたが、当該エクセルシートの計算方法は、中間配当のための分配可能額の算定としては誤っていました。
- (2) 当社は、分配可能額の計算を、当社の完全子会社である株式会社メイテック(以下「メイテック」といいます。)の経理部に委託していましたが、同部が算出した分配可能額を他部署において検証・確認するという体制になっておりませんでした。
- (3) 本件中間配当の決議に参加した当社の取締役の一部は、会社法における中間配当時の分配可能額の算出方法(会社法上の最終事業年度後の稼得利益を分配可能額に算入するには臨時決算が必要であること等)のルールを認識しておりませんでした。また、一部の取締役は、ルール自体は認識していたものの、当社グループが過去から非常に潤沢な利益剰余金を積み上げてきた実績があり、2025年度の業績も好調であったことから、本件中間配当が分配可能額を超過する可能性があることに思い至らず、取締役会資料に記載された分配可能額の計算内容を十分に確認しておらず、分配可能額の計算方法が誤っていることを認識することができませんでした。
- (4) 当社の取締役が、法令への抵触の可能性を理解しながら本件中間配当の決議に同意したという事実は認められませんでした。

4. 本件の発生原因

外部専門家による調査チームの検証を踏まえた、本件の発生原因は以下のとおりです。

- (1) 役職員の分配可能額規制に関する理解不足
- (2) 分配可能額に関する管理体制の不備
- (3) 過去の潤沢な利益剰余金の存在への過信及び当社の純粋持株会社化に伴うリスクの検討不足

5. 再発防止策

外部専門家による調査チームからの再発防止策の提言を踏まえ、当社は、以下のような再発防止策を策定し、本日の取締役会で決議しました。

(1) 役職員への教育・研修

取締役や各部署の役職員に対し、定期的に、分配可能額規制を含めた当社の業務上留意すべき法令上の規制内容に関する研修を実施します。これにより、分配可能額規制を含めて、法令の正確な理解に努めます。

(2) 適切な管理体制の構築

配当金額の算出や、分配可能額の確認を行う部署に、適切な人材を配置するとともに、最終確認を行う部署を明確化することに加え、分配可能額の計算結果等を、法的観点からダブルチェックする管理体制を構築します。なお、人材の配置については、外部の専門家といったリソースの活用も含めて、実効的且つ継続的な管理体制となるよう検討します。

(3) 事業運営上のリスク領域の洗い出し

当社の事業活動や業務内容を棚卸した上で、個々の事業活動や業務においてどのようなリスクが存在するのか、検出されたリスクに対応する体制構築ができているかを精査し、必要な対応を検討の上、講じてまいります。

6. 本件中間配当の返還要否

株主の皆様にお支払いいたしました中間配当金につきましては返還を求めません。

7. 本件に関する役員報酬の返納

本件に関する責任を示すため、本件中間配当の決議に同意した取締役から、その職責に応じ、月額固定報酬の1カ月分から3カ月分の1割から3割を返納する、との申し出を受けております。

※ 外部専門家による調査チームの調査報告書では「検討中」と記載されていますが、上記7のとおり、本件中間配当の決議に同意した取締役から、報酬の返納の申し出を受けております。

8. 関係者の責任

本件に関する関係者の責任について、外部専門家による調査チームの検討結果は以下のとおりです。

(1) 刑事責任

本件に関与する取締役の中に、本件中間配当が分配可能額規制に違反していることを認識していた者は認められず、会社法 963 条 5 項 2 号に定める刑事責任は認められない。

(2) 民事責任

本件に関与する取締役は、その職務を行うについて注意を怠ったものと認められるが、故意に分配可能額規制に違反していた者は認められず、行為の悪質性は低い。また、本件中間配當時点で、臨時計算書類の作成・承認等を適切に経ていれば、分配可能額を超えずに本件中間配当を実施できたことを踏まえると、本件中間配当が債権者を害するような状況ではないといえる。さらに、会計監査人から指摘を受け、直ちに外部弁護士に相談し、調査を実施していること、及び上記7のとおり、取締役が自主的に報酬の一部を返上することを踏まえると、取締役に対して、填補責任を追及する必要性までは認められないとの判断を行ったとしても、当該判断が不合理とはいえないと考えられる。

9. 会計監査人からの監査報告

本日付けで会計監査人から無限定適正意見の監査報告を受領しました。

10. 今後の見通し

2026 年 3 月期の期末配当は、2026 年 5 月 12 日公表の決算短信でお知らせしたとおり、1株あたり 106 円として、2026 年 6 月下旬の定時株主総会へ議案を上程します。

当社は、本件発生の事態を重く受け止め、再発防止策を実施するとともに、より強固な内部管理体制の構築に努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

調査報告書

2026年5月28日

調査チーム

弁護士 平尾 覚

弁護士 内田 雅人

公認会計士 河江 健史

第1 調査に至る経緯及び調査の概要

1 調査に至る経緯

2025年10月30日、株式会社メイテックグループホールディングス(以下「**メイテックHD**」という。)の取締役会は、利益剰余金を原資として、一株当たり90円にて同年9月30日を基準日とする中間配当を実施することを決議し(配当の効力発生日は同年11月28日)、中間配当(以下「**本件中間配当**」という。)が実施された。

2026年5月6日、メイテックHDが2025年度(2026年3月期)の通期決算を行う過程で、会計監査人の指摘を契機として、本件中間配当が、会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施されていたことが発覚した。

これを受け、メイテックHDは、本件中間配当に関する事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無及び再発防止策の提言を行うことを目的として、外部専門家で構成された調査チームによる調査(以下「**本調査**」という。)を実施することを決定した。

2 調査チームの構成

調査チームを構成する外部専門家は以下のとおりである。

平尾 寛(弁護士・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)

内田雅人(弁護士・清水法律事務所)

河江健史(公認会計士・FYI株式会社)

また、調査チームは、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士8名を調査補助者として起用した。

3 調査の概要

本調査は、2026年5月11日から同年5月27日まで実施された。

調査チームは、メイテックHDの取締役会規程等の関係規程を精査したとともに、メイテックHDの取締役会議事録等の関係資料を精査したほか、メイテックHD代表取締役社長である上村正人氏(以下「**上村氏**」という。)をはじめとするメイテックHDの取締役並びにメイテックHD及び株式会社メイテックの役職員合計10名のヒアリングを実施した。

第2 調査結果

1 メイテック HD の沿革

株式会社メイテック(以下「**メイテック**」という。)は、1974年に株式会社名古屋技術センターとして設立された、エンジニアリングソリューション事業¹等を展開する会社である。メイテックは、1987年に名古屋証券取引所市場第二部に上場し、その後、1991年の東京証券取引所市場第二部への上場を経て、1998年に東京証券取引所市場第一部に上場した(現在は東京証券取引所プライム市場に上場している。)

メイテックは、2023年10月1日付けで、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、商号をメイテック HD に変更した。そして、株式会社メイテック分割準備会社から商号変更された株式会社メイテック²(以下「**メイテック(単体)**」という。)が吸収分割によりエンジニアリングソリューション事業を承継した。こうして、メイテック HD が純粋持株会社としてメイテックグループのグループ運営を行い、メイテック(単体)をはじめとする傘下の事業会社がエンジニアリングソリューション事業等の事業を行う体制が整えられた(以下「**本件 HD 化**」という。)

なお、メイテック HD への商号変更前のメイテックは、2023年9月末日時点で400億7,100万円の利益剰余金を保有していたところ、本件 HD 化に際し、メイテック(単体)に、101億8,000万円の利益剰余金を移管し、メイテック HD には、298億9,100万円の利益剰余金が残ることとなった。

2 メイテックグループの概要

メイテックグループは、メイテック HD とその傘下のメイテック(単体)をはじめとする連結子会社6社で構成されている。

メイテック HD は純粋持株会社であり、その収入は連結子会社からの配当収入が中心となっており、2024年度(2025年3月期)以降、毎年6月に連結子会社から前年度に係る期末配当を受領している(2023年度(2024年3月期)は本件 HD 化直後の同年11月付けで配当を受領した。)

¹ エンジニアリングソリューション事業とは、メイテックの従業員である高い専門性を持つエンジニアを、顧客企業に対して派遣従業員として派遣することを内容とする事業である。

² 持株会社体制への移行に当たり、2023年4月3日付けで株式会社メイテック分割準備会社が承継会社として設立され、同年10月1日付けで従来のメイテックのエンジニアリングソリューション事業を株式会社メイテック分割準備会社に承継させた上で、株式会社メイテック分割準備会社の商号が「株式会社メイテック」へと変更された。

3 メイテック HD における配当の業務フロー

(1) 配当に係る業務の担当者

メイテック HD には専任の従業員がおらず、管理業務全般をメイテック(単体)に委託している。そのため、メイテック HD の決算及び配当に関する業務は、メイテック(単体)の経理部経理課(以下、単に「**経理課**」という。)が担当していた。

経理課従業員は、半期、通期を問わず、メイテックグループ各社及びメイテック HD の決算業務を行った後、配当金額及び分配可能額の算出を行っていた。経理課従業員による配当金額及び分配可能額の算出結果は、メイテック(単体)の経理部長兼取締役(以下「**本件経理部長**」という。)が確認していた。また、経理課従業員の業務が逼迫しているような場合には、本件経理部長が自ら配当金額及び分配可能額の算出を行っていた。

なお、本件 HD 化以前のメイテック時代においては、2009 年頃から 2013 年頃まで、当時メイテックの経営情報部長であった上村氏が、配当金額及び分配可能額の算出を行っており、2013 年頃から配当金額及び分配可能額の算出は本件経理部長³及びメイテックの経理課に引き継がれた。

(2) 配当金額の検討

メイテックグループでは、事業運営に必要な資金を連結売上高の月商 3 か月分とした上で、資金の残高がこの必要資金を上回る場合には、配当及び自己株式取得による総還元性向は 100%以内とすることを原則としている。また、配当は、中間と期末の年 2 回実施し、配当性向は 50%以上とすることを原則としている⁴。メイテックグループは、2011 年度(2012 年 3 月期)以降、毎年中間配当及び期末配当を実施しており、特に 2020 年度(2021 年 3 月期)以降は、当期において発生した純利益について全額を株主に還元する方針で、総還元性向(連結当期純利益のうち配当金及び自己株式の取得による株主還元率)又は配当性向(連結当期純利益のうち配当金のみによる株主還元率)が 100%となるような配当を継続的に実施していた⁵。

経理課従業員は、メイテック時代の 2013 年頃から、配当金額及び分配可能額を算出するための計算式が組み込まれた Excel ファイル(以下「**本件 Excel ファイル**」という。)を用いて、配当金額及び分配可能額の算出を行っていた⁶。本件 Excel ファイルは、元々、上村氏

³ 本件経理部長は、メイテック時代の 2013 年から経理部長を務めている。

⁴ <https://www.meitecgroup-holdings.com/ja/ir/stock/dividend.html>

⁵ 2024 年度(2025 年 3 月期)は、創業 50 周年記念配当も行い、配当性向が 120%となっていた。

⁶ 本件 Excel ファイルには、2008 年 3 月末以降の実績が継続して入力されており、2009 年頃から、分配可能額の計算に当たり、本件 Excel ファイルが用いられていたことが窺われる。

が作成して利用していたものであり、2013 年頃、上村氏から本件経理部長及びメイテックの経理課に引き継がれた。

本件 Excel ファイルは、配当金額を検討するためのシートと、分配可能額を確認するためのシートで構成されていた。そして、配当金額を検討するためのシートには、決算業務によって確定した親会社株主に帰属する当期純利益などを入力した上で、1 株当たりの配当金額を入力すれば、配当性向が算出できるような計算式が組み込まれていた。また、分配可能額を確認するためのシートには、利益剰余金等の数値を入力すれば、利益剰余金から自己株式の帳簿価額及びその他評価差損を控除し、その他資本剰余金を加算し、分配可能額を算出する計算式が組み込まれていた。

本件 Excel ファイルには、中間配当と期末配当で、異なるシートは設けられていなかった。そして、経理課では、中間配当時における分配可能額の計算の際、最終事業年度の末日における利益剰余金等の各決算数値ではなく、当事業年度の半期末日(つまり当年の9月末日)の利益剰余金等の数値を本件 Excel ファイルに入力し、分配可能額を計算していた。

会社法上、分配可能額は、原則として、最終事業年度の末日における利益剰余金等に基づいて算出することとされており(会社法 461 条 2 項 1 号、446 条 1 号)、最終事業年度後に得た利益を加味して分配可能額を算出するには、最終事業年度後の財産の状況を反映させた臨時計算書類を作成し、監査等委員会及び会計監査人の監査を経た上で、取締役会の承認を受けるといった手続(以下「**臨時計算書類の作成・承認等**」という。)を経る必要がある(会社法 461 条 2 項 2 号イ、441 条 1 項ないし 4 項)が、中間配当に際して、かかる手続は行われていなかった。

このような中間配当時における分配可能額の計算方法について、これまで経理課内で疑問を持つ者は確認されなかった。本件経理部長は、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないというルールが存在を知らなかったと述べている。

なお、2009 年頃から 2013 年頃にかけて、本件 Excel ファイルを用いて配当金額及び分配可能額の算出を担当していた上村氏においても、中間配当時における分配可能額の計算の際、最終事業年度末日における利益剰余金等の各決算数値ではなく、当事業年度の半期末日の利益剰余金等の数値を本件 Excel ファイルに入力し、分配可能額を計算していた。上村氏は、本件 Excel ファイルを作成・利用していた当時、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないというルールの存在を失念していたと述べている。

経理課が行った配当金額及び分配可能額の検討結果は、期末配当については、メイテック HD の株主総会の運営を担当しているメイテック(単体)の事業管理部に回付され、同部の確認を経ていた。中間配当についても、経理課が行った配当金額及び分配可能額の検討結果は、メイテック HD の取締役会資料として、メイテック(単体)の事業管理部に回付されていたが、事業管理部は、取締役会の事務局として取締役会資料を取りまとめ、取締役会に

において各取締役等に印刷した資料を配付する業務のみを担当していたため、事業管理部は、中間配当に関する配当金及び分配可能額の検討結果を確認してはいなかった。

また、メイテック HD の法務関連業務は、メイテック(単体)の事業管理部が担当することとなっているが、中間配当に係る分配可能額の検討結果について、事業管理部が法務部門として、配当金額が分配可能額を超過していないかを確認する手続は設けられておらず、メイテック(単体)及びメイテック HD のその他の部署や他の役職員が確認する手続も設けられていなかった。

4 本件中間配当が実施された経緯等

(1) 本件中間配当金額の算出

上記 3(2)のとおり、メイテック HD では、総還元性向が 100%となるように配当を継続的に実施しており、特に 2024 年度(2025 年 3 月期)からは配当性向が 100%となるような配当を実施していたことから、経理課は、上村氏の指示の下、本件中間配当についても、連結当期純利益を踏まえて配当性向が 100%となるように 1 株当たり 90 円の配当金額を算出した。その結果、本件中間配当の配当総額は約 69 億 4,800 万円となった。

また、経理課は、2025 年 9 月末日時点の利益剰余金等に基づいて分配可能額を算出し、その結果、分配可能額は約 167 億 2,900 万円と算出された。

しかし、上記 3(2)のとおり、会社法上、分配可能額は、原則、最終事業年度の末日における利益剰余金等に基づいて算出することとされており(会社法 461 条 2 項 1 号、446 条 1 号)、メイテック HD は、臨時計算書類の作成・承認等を経ていなかったことから、本件中間配当における本来の分配可能額は、最終事業年度である 2024 年度(2025 年 3 月期)末日のメイテック HD の利益剰余金 141 億 6,200 万円から、2025 年 6 月 20 日に実施された 2024 年度(2025 年 3 月期)の期末配当合計約 84 億 9,200 万円並びに 2025 年 9 月末日時点の自己株式帳簿価額及び土地再評価差額金の合計約 22 億 100 万円を除いた約 34 億 6,900 万円であった。したがって、本件中間配当の配当総額は、分配可能額を約 34 億 7,900 万円超過するものとなっていた。

本件中間配当の配当金額及び分配可能額の計算結果は、本件経理部長の確認を経た上で、メイテック HD の取締役会の事務局を務める事業管理部に回付され、後述する 2025 年 10 月 28 日開催の取締役会の資料に用いられた。

(2) 取締役会決議

本件中間配当については、2025 年 10 月 28 日に、メイテック HD の取締役会(以下「**本件取締役会**」という。)が開催され、「剰余金の配当(第 53 期中間配当)を実施する件」の事前報告

として、メイテック HD における業務執行取締役である上村氏から「剰余金の配当(第 53 期中間配当)は、第 2 四半期業績結果を踏まえ、配当性向 100%に即して以下の通り実施する」ことについての説明が行われた。本件取締役会には、監査等委員を含めて取締役全員が出席した。

本件取締役会の資料には、本件中間配当に関して、「中間配当の額の検証について」と題する資料が添付されており、その中の分配可能額の計算欄には、「25 年 9 月末実績」の数値が記載されていた。しかし、2024 年度(2025 年 3 月期)末日の決算数値ではなく、2025 年 9 月末日の数値に基づき分配可能額が算出されていることについて、説明を担当した上村氏から特段の説明がなされた事実は確認されず、本件取締役会に出席した各取締役から何らかの指摘がなされた事実も確認されなかった。

加えて、本件取締役会と同日の 2025 年 10 月 28 日に開催された監査等委員会において、常勤監査等委員から、本件中間配当を含めた本件取締役会における審議・報告事項の説明が行われていたが、本件中間配当に関する分配可能額の計算において、2024 年度(2025 年 3 月期)末日の決算数値ではなく、2025 年 9 月末日の数値に基づき算出されていることについて特段の説明がなされた事実、及び出席した監査等委員から何らかの指摘がなされた事実は確認されなかった。

そして、取締役全員の書面での同意を得て、2025 年 10 月 30 日付けで取締役会決議があったものとみなされ、本件中間配当が実施されるに至った。

なお、メイテック HD は、最終事業年度である 2024 年度(2025 年 3 月期)末後の 2025 年 6 月に連結子会社からの配当金額合計約 133 億 8,600 万円を受領していたため、その後に臨時計算書類の作成・承認等を経なければ、メイテック HD は分配可能額を超過することなく本件中間配当を実施することが可能であった。

5 本件中間配当実施に関係した役職員の分配可能額規制に関する認識等

本件中間配当において配当金額及び分配可能額の算出・確認を行った本件経理部長及び経理課の従業員は、中間配当の実施時における分配可能額の計算の際に、最終事業年度の末日における利益剰余金等の各決算数値ではなく、当事業年度半期末日の利益剰余金等の数値を本件 Excel ファイルに入力していたところ、法令上、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないというルールが存在を認識していなかった。

また、メイテック HD の社外取締役(監査等委員である取締役を除く)及び常勤監査等委員も、法令上、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないというルールが存在を認識しておらず、本件取締役会の取締役会資料において、本件中間配当時における分配可能額の計算欄に、「25 年 9 月末実績」の数値が記載されていたことについて、問題意識を抱いていなかった。

メイテック HD の非常勤監査等委員 2 名は、法令上、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないことは理解していたものの、メイテック及びメイテック HD においては過去から非常に潤沢な利益剰余金を積み上げてきた実績があり、2025 年度(2026 年 3 月期)の業績も好調であったことから、本件中間配当が分配可能額を超過する可能性があることに思い至っていなかった。そのため、本件取締役会の資料中の分配可能額の計算結果に特段の注意を払っておらず、分配可能額の計算欄に、「25 年 9 月末実績」と記載されていたことに気付いていなかった。

上村氏は、かつて、臨時計算書類の作成・承認等を経ない限り、最終事業年度後の利益剰余金等を前提に中間配当を行うことはできないというルールが存在することを認識していたが、本件 Excel ファイルを作成した際には、このルールの存在を失念しており、以降もそのルールの存在を失念していた。上村氏は、利益剰余金等を潤沢に積み上げることに重きを置いて事業運営を行っており、分配可能額が足りなくなるという事態が生じるとは想像もしなかったと述べている。

6 従前の配当について

上記 3(2)のとおり、メイテック HD では、遅くともメイテック時代の 2009 年頃から、中間配当、期末配当を区別せず本件 Excel ファイルを使って配当金額及び分配可能額の算出を行っており、中間配當時の分配可能額の算出時には、最終事業年度末日における利益剰余金等の各決算数値ではなく、当事業年度半期末日(つまり同年 9 月末日)の利益剰余金等の数値を本件 Excel ファイルに入力し、分配可能額を計算していた。

そのため、メイテックないしメイテック HD は、2025 年度よりも前に実施した中間配当においても誤った計算方法で分配可能額を計算していた。もっとも、当職らにおいて 2023 年度(2024 年 3 月期)以降の中間配当について確認したところ、下表のとおり、2023 年度(2024 年 3 月期)及び 2024 年度(2025 年 3 月期)の中間配当総額は、当時の分配可能額を超過するものではなかった。

【中間配当時分配可能額】

	2023 年度	2024 年度	2025 年度
中間配当金額 (合計額)	1 株 44 円 (約 34 億 5,000 万円)	1 株 88 円 ※うち創業 50 周年記念配当 15 円 (約 67 億 9,400 万円)	1 株 90 円 (約 69 億 4,800 万円)
メイテック HD で算出されていた分配可能額	約 213 億 9,900 万円	約 187 億 1,000 万円	約 167 億 2,900 万円
確認結果(分配可能額)	約 156 億 8,600 万円	約 119 億円	約 34 億 6,900 万円
主な相違理由	2023 年 4 月～9 月の単体利益加算	2024 年 4 月～9 月の単体利益加算	2025 年 4 月～9 月の単体利益加算
超過の有無	無 ※2023 年 11 月 10 日～2024 年 2 月 16 日に自己株取得を行っており、最大約 35 億円の控除が必要となるが、それを踏まえても超過は認められない。	無	有 (約 34 億 7,900 万円)

7 本件中間配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施された原因

メイテック HD において、本件中間配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施された原因は以下のとおりであると考えられる。

(1) 役職員の分配可能額規制に関する理解不足

上記 5 のとおり、メイテック HD においては、分配可能額を計算する担当部署(メイテック(単体)経理課)の役職員が、中間配当時の分配可能額の算定に関する会社法上のルールを正しく認識しておらず、中間配当について誤った方法で分配可能額を算出していた。

そして、上記 3(2)及び 5 のとおり、メイテック HD の取締役の一部も、中間配当時の分配可能額に関する会社法上のルールを正しく認識していなかった。

このような、メイテック HD 及びメイテック(単体)の役職員における中間配当時の分配可能額の算定に関する会社法上のルールに関する理解不足が、本件中間配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施された直接の原因であると考えられる。

(2) 分配可能額に関する管理体制の不備

上記 3 のとおり、経理課による中間配当の配当金額及び分配可能額の算出結果については、本件経理部長が確認するにとどまり、メイテック(単体)及びメイテック HD の他部署や他の役職員が確認することにはなっていなかった。本件経理部長は、配当金額の検討や、分配可能額の算出にあたって、本件 Excel ファイルを利用するにとどまり、中間配当時の分配可能額の算定について、会社法の定めを確認したことはなかった。そもそも経理課には、適切な分配可能額の計算方法を理解していた者が配置されていなかった。

また、メイテック HD の業務は、原則としてメイテック(単体)が受託しており、法務関連業務については、メイテック(単体)の事業管理部が担当することとなっていたが、配当については、決算に関連する業務として位置づけられており、メイテック(単体)の事業管理部が、本件経理部長及び経理課が検討した中間配当の総額について、分配可能額を超過していないかを確認するといった体制は構築されていなかった。

このように、メイテック HD においては、中間配当の総額が分配可能額を超過していないか否かの検討を担当する経理課に、適切な力量を有する人材を配置することができておらず、また、法的専門性の高い者が経理課の検討結果を重層的に確認する管理体制を構築できていなかった。

なお、メイテック(単体)の事業管理部に係る役職員の中には、メイテック(単体)の事業管理部の所掌について、契約書の確認、メイテックグループの事業運営に係る法令適合性の確認、訴訟や許認可への対応といった、メイテックグループの事業活動に関する事項が所掌範囲であると認識していると述べる一方で、配当の実施や適時開示などといったメイテック HD に固有の法務関連業務についてはメイテック(単体)の事業管理部が所掌すべき業務であるかが、明確になっていないと述べる者もいた。メイテック HD が専従の従業員を擁していない中で、どの部署が責任をもってメイテック HD が実施する配当の法令適合性を確認するかが明確に定められていなかった点も、本件中間配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施された原因であると考えられる。

(3) 過去の潤沢な利益剰余金の存在への過信及び本件 HD 化に伴うリスクの検討不足

ヒアリング対象となったメイテック HD の役職員は、一様に、メイテック時代を通じて、メイテック HD には多大な利益剰余金が存在していたため、本件中間配当が分配可能額を超過することになるとは、全く想定もしていなかった旨述べている。

また、上村氏においても、上記5のとおり、2009年頃から2013年頃まで配当金額及び分配可能額の算出を担当していたところ、当時からメイテックは総還元性向を100%に設定したとしても到底配当総額が分配可能額を超過するおそれがない財務状態であったこともあり、中間配当の際の分配可能額の計算方法に注意を置いておらず、その認識が本件中間配当まで継続してしまっていた旨を述べている。

たしかに、本件HD化前のメイテック時代は、2018年から本件HD化直前の2023年3月までは200億円台から300億円台の利益剰余金を計上していた反面、各年度ごとの当期純利益は100億円に満たないものであったことを踏まえると、取締役においてそのような認識を抱くことも不自然なことではない。しかし、上記1のとおり、本件HD化に際し、メイテックHDはメイテック(単体)に101億8,000万円の利益剰余金を移管し、上記3(2)のとおり2024年度(2025年3月期)に創業50周年記念配当として通常時より高い配当性向(120%)の配当を実施したことにより、2025年3月末日における分配可能額は約119億円にまで減少していたことを踏まえると、メイテックHDの役職員は、配当総額次第では、分配可能額を超過する配当が行われるリスクを認識すべきであった。

加えて、上記2のとおり、メイテックHDの収益構造は主に連結子会社から受領する配当収入が収益の中心となっているところ、連結子会社からの配当の受領は例年6月となっていることを踏まえると、とりわけ中間配当時の分配可能額について、慎重な検討が必要になることを認識すべきであった。この点について、本件HD化の際に、メイテックHDの主な収益源が連結子会社からの配当であるため、中間配当時に分配可能額が不足するリスクが内部で議論されたという事実も確認されなかった。

このようにメイテックにおける潤沢な利益剰余金の存在への過信及び本件HD化に伴うリスクの検討不足が、本件中間配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過して実施された原因の一つであったと評価せざるを得ない。

8 再発防止策

(1) 役職員への教育・研修

メイテックHD及びメイテック(単体)においては、多くの役職員が分配可能額規制についての正確な法的知識を有しておらず、長年本件Excelファイルを使用して中間配当時の分配可能額を計算する際に、最終事業年度の末日における利益剰余金等の数値ではなく、同年9月末日の数値を用いられていることについて、メイテックHDの取締役を含め、社内で疑問を抱く者がいなかった。

各部署の役職員が、自らが担当する業務に関する法令を、取締役については取締役会の決議や報告事項に関連する法令を正確に理解することは、法令を遵守して業務を進めていくための大前提である。

今後、メイテック HD において、定期的に、分配可能額規制を含めたメイテック HD の業務上留意すべき法令上の規制内容に関する研修を実施することが必要であることは言うまでもない。

(2) 適切な管理体制の構築

上記 7(2)のとおり、メイテック HD では、中間配当の適法性をもっぱら本件経理部長に委ねる形となってしまう、専門性の高い者が経理課の検討結果を重層的に確認する管理体制を構築できていなかった。配当金額の算出や、分配可能額の確認を行う部署に、適切な力量を有する人材を配置することに加え、配当は、会社財産を毀損するおそれのある重大な事項であることを踏まえると、分配可能額の計算結果等を、法的観点からダブルチェックする管理体制を構築することも必要である。

また、メイテック HD が剰余金の配当等を実施するに当たり、どの部署が分配可能額を超過していないかを最終的に確認する業務を担当するのかも明確にしておくことが必要である。

なお、人材の配置は、必ずしも一朝一夕にできない場合もあり、上記については、外部の専門家といったリソースの活用も含めて、実効的且つ継続的な管理体制となるよう検討が必要である。

(3) 事業運営上のリスク領域の洗い出し

上記 7(3)のとおり、メイテック HD においては、本件 HD 化に際しての利益剰余金等のメイテック(単体)への移管及び 2024 年度(2025 年 3 月期)の創業 50 周年記念配当の実施により、利益剰余金が減少している状態であり、配当総額が分配可能額を超過するリスクが発生していたものの、この点についてメイテック HD の役職員は認識をすることができていなかった。また、本件 HD 化の際には、メイテック HD の収益構造の変化に伴いどのようなリスクが発生するかを検討することができていなかった。加えて、上記 7(2)でも指摘しているように、メイテック HD による剰余金の配当等の実施が分配可能額を超過していないかを確認する業務を担当する部署が明確になっていなかった。

そのため、メイテック HD においては、改めて、自社の事業活動や業務内容を棚卸した上で、個々の事業活動や業務においてどのようなリスクが存在するのか、検出されたリスクに対応する体制構築ができていないかを精査し、必要な対応を検討の上、講じるべきであると思料する。

9 関係者の責任

(1) 刑事責任

会社法 963 条 5 項 2 号は、財源規制に違反する剰余金の配当をした取締役に対する刑事罰を定めている。

この規定による刑事責任は、故意を有する者に対してのみ認められるところ、メイテック HD の取締役の中に、本件中間配当が分配可能額規制に違反していることを認識していた者は認められず、会社法 963 条 5 項 2 号に定める刑事責任は認められない。

(2) 民事責任

違法配当議案を提案した取締役及び賛成した取締役は、「その職務を行うについて注意を怠らなかったこと」を証明しない限り、填補責任を負う(会社法 461 条 1 項 8 号、同条 2 項、同法 462 条 1 項 6 号、同条 2 項、会社計算規則 159 条 8 号)。

2025 年 10 月 28 日に開催された本件取締役会の資料には、本件中間配当に関して、「中間配当の額の検証について」と題する資料が添付されており、その中の分配可能額の計算欄には、「25 年 9 月末実績」の数値が記載されていた。しかし、上村氏を含め、メイテック HD の取締役の中に、2024 年度(2025 年 3 月期)末日の決算数値ではなく、2025 年 9 月末の数値に基づき分配可能額が算出されていることについて疑義を呈した者はいない。

メイテック HD の取締役の中には、中間配当時の分配可能額の算定に関する会社法上のルールを認識していなかった者も存在したが、自らが取締役として決議を行う以上、中間配当時の分配可能額の算定に関する会社法上のルールを確認すべきであったと言わざるを得ない。

以上を踏まえると、上村氏を含めたメイテック HD の取締役は、その職務を行うについて注意を怠ったものと認められる。

しかしながら、上記(1)のとおり、本件で、故意に分配可能額規制に違反していた者は認められず行為の悪質性は低い。また、上記 4(2)のとおり、メイテック HD においては、本件中間配当時点で、臨時計算書類の作成・承認等を適切に経ていれば、分配可能額を超えずに本件中間配当を実施できたことを踏まえると、本件中間配当が債権者を害するような状況ではないといえる。さらに、メイテック HD は、会計監査人から指摘を受け、直ちに外部弁護士に相談し、調査を実施していること、及び取締役の自主的な報酬一部返上を検討中であることを踏まえると、メイテック HD が、取締役に対して、填補責任を追及する必要性までは認められないとの判断を行ったとしても、当該判断が不合理とはいえないと考えられる。

以 上